

令和2年3月4日

大東市立小学校 保護者 様

大東市教育委員会

臨時休業に関連した子どもの居場所の確保について

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため文部科学省及び大阪府教育委員会の要請に基づく措置として、3月2日(月)より市内全幼・小・中学校を臨時休業としております。

しかしながら、3月2日、新たに文部科学省より依頼があり、標記につきまして、本市として以下のとおり市内全小学校において臨時的な居場所を設置することといたしました。

つきましては、臨時休業措置の趣旨を十分ご理解いただいた上で、ご家庭において感染防止対策を行っていただきご利用をお願いいたします。

記

1. 期 間 3月9日(月)～3月24日(火)の平日
※ただし、3月17日(火)は卒業式前日準備・18日(水)は卒業式・24日(火)は修了式のため実施しません。
2. 場 所 通学している小学校の教室等
3. 時 間 8:30～15:00
4. 対象者 ・小学1年～小学3年までの児童 **(放課後児童クラブを利用している児童を除く)**
・小学4年～小学6年は、支援学級在籍児童のみ
(放課後児童クラブを利用している児童を除く)
※ただし、発熱や風邪の症状があるなど、体調が悪い場合は利用できません。
5. 利用条件
 - 保護者の労働等により、家庭ではどうしても対応できず、やむを得ない事情の場合のみです。また、登校前には必ず検温等体調のチェックをお願いします。
 - 学校内教室までの送迎は保護者によるものとします。(登下校における責任は保護者によるものとします。また、登下校における事故等については保険適用外となります。)
 - 昼食が必要な場合は家庭から持参させてください。水分補給用のお茶は必ず持参させてください。(学校での用意はありません。途中で学校を出て、買いに行くことはできません。)
 - 自習学習の用意、読書用の書籍等は必ず持参させてください。学校では、指導等は行いません。また、運動場・体育館は、安全面の確保が十分でないため使用しません。
 - 通常、学校に持っていくことが禁止されているものは持たせないでください。

